

ふるさと南あわじ応援券

**取 扱 店 募 集 要 項**

**一般社団法人淡路島観光協会**

# 「ふるさと 南あわじ応援券」取扱店募集要項

## 1. キャンペーン事業の概要

- (1) 名 称 「ふるさと 南あわじ応援券」
- (2) 事業目的 南あわじ市と協力し、南あわじ市へふるさと納税をされた寄附者の方にお礼として、観光協会加盟の地元企業等が取り扱う特産品等を進呈し、市のふるさと納税推進の一助となることで地元特産品等の PR を図り島の魅力を発信することを目的とする。
- (3) 事業内容 ふるさと納税の返礼品として、淡路島観光協会に加盟し南あわじ市内に店舗を有する事業者で、取扱いを希望された店舗であればどこでも使用できる利用券を発行。  
・券面金額は 1,000 円と 10,000 円の 2 種
- (4) 費用負担 取扱店の登録について、費用の負担はございません。  
券面金額は 1,000 円券については、1,100 円、10,000 円券については 11,000 円で出品。その 1 割を事務費等に当て運営する。
- (5) 利用対象品目  
対象は、地場産品基準に準ずるものであり、南あわじ市内において生産・製造、加工された物品又は提供される役務（宿泊・食事・体験等）となっています。物品については、対象品と対象外の品の両方を取扱う店舗は、店舗内で区別し、取扱いの規定のとおり、品の掲示に目印を付けるなどの対応の徹底をお願いいたします。  
※参考資料【ふるさと南あわじ応援寄附金特産品出品について】参照。

## 2. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

- (1) 淡路島観光協会の会員で、南あわじ市内に「事業所」「店舗等」を有する事業者。  
※新たに、観光協会入会を希望される方は、入会金 1 万円と年会費が必要です。
- (2) 取扱店募集要項に記載する内容に同意する事業者。
- (3) 過年度において市税の未納が無い事業者。
- (4) 南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

### 3. 取扱店登録の申請

#### (1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。

① 郵送にて申請（郵送料は事業者のご負担でお願いします。）

② 下記、観光協会事務所へ持参

#### 【取扱店登録申込書の提出先】

〒656-0501 南あわじ市福良甲1528-4  
一般社団法人淡路島観光協会 南あわじ観光案内所  
TEL 0799-52-2336

〒656-0027 洲本市港2-26 洲本市健康福祉館1階  
一般社団法人淡路島観光協会 本部事務所  
TEL 0799-22-0742

#### (2) 登録期間

随時、登録は受け付けます。

但し、受付のタイミングにより、配付するチラシ等の取扱店一覧表に店名が掲載されない場合がありますのでご容赦ください。

#### (3) 登録

登録申請のあった事業所、店舗等については、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」、「換金に必要な書類一式」等を、後日配布いたします。なお、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

### 4. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店の営業に関する事項は、国・県・市が示す基準や要請等に従う。
- (2) 取扱店は、キャンペーンの店舗であることが明確になるよう、当観光協会が発行する「取扱店表示ポスター・取扱店表示ステッカー」をわかりやすい場所に掲示する。
- (3) 利用者が券面氏名の本人であることを確認する。（運転免許証の提示など）

(4) 当事業に関して、当観光協会の立入調査やアンケート等には協力する。

## 5. 換金手続き

(1) 使用済商品券と換金請求書を下記の観光協会事務局までご提出ください。

◇南あわじ観光案内所◇ 営業時間 / 9:00～17:00

定休日 / 火曜日、12月31日、1月1日

※但し、4/29～5/5、7/20～8/31の期間は営業いたします。

◇本部事務所◇ 営業時間 / 8:45～17:30

定休日 / 土・日・祝日、12月29日～1月3日

※換金請求書に金種別の使用済商品券枚数と金額を記入。

※枚数と金額の誤記入にご注意ください。

※偽造商品券にご注意ください。

(2) 請求額の振り込み

・事務局では、送付されたチケットの券面金額全額を、登録いただいている銀行口座に振り込みます。換金方法については、「口座への振込」のみとなっております。

・振込手数料は当観光協会が負担いたしますが、出来るだけ**淡路信用金庫の口座をご指定ください。**

・振込の時期については、毎月末（土日祝日を除く平日の月末日）までの受理分について、毎翌月15日（当該日が銀行の休業日に該当する場合は、その後の最初の営業日）に振込みいたしますので、入金確認をお願いします。

・登録口座に変更がありましたら、事務局へお知らせ願います。

・換金請求は、取扱店のご都合により、毎月頂いても数カ月分をまとめて頂いても結構です。

## 6. 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、取扱店登録の取消しをさせていただきます。

## 7. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、当観光協会と南あわじ市が協議して、その対応を決定します。

## 8. 問い合わせ先

〒656-0501 南あわじ市福良甲1528-4（なないろ館1階）  
一般社団法人淡路島観光協会 南あわじ観光案内所

TEL：0799-52-2336 FAX：0799-52-3522

メール：[n-awai@awaji-kankou.or.jp](mailto:n-awai@awaji-kankou.or.jp) 担当 / 粟井

営業時間 / 9:00～17:00 定休日 / 火曜日、12月31日、1月1日

※但し、4/29～5/5、7/20～8/31の期間は営業いたします。

〒656-0027 洲本市港2-26 洲本市健康福祉館1階  
一般社団法人淡路島観光協会 本部事務所

TEL：0799-22-0742 FAX：0799-24-4470

メール：[y-fukuura@awaji-kankou.or.jp](mailto:y-fukuura@awaji-kankou.or.jp) 担当 / 福浦・植野

営業時間 / 8:45～17:30 定休日 / 土・日・祝日、12月29日～1月3日

# ふるさと南あわじ応援寄附金特産品出品について

南あわじ市では、「ふるさと南あわじ応援寄附金」の促進、「南あわじ市」の地元特産品のPR、販売促進及び地域活性化を目的に、ご寄附いただいた方へ特産品を贈答する取り組みを実施しています。



## 出品の要件

1. 本社(本店)、支社(支店)、営業所(工場、販売所を含む)のいずれかを市内に有する事業者。ただし、淡路島内の事業者で、原材料の主な部分が南あわじ市産であることを確認できた場合はこの限りではない。
2. 南あわじ市のPRにつながり、市内で製造、加工、採取、栽培等がなされている商品を寄附者に送付・管理することができる方
3. インターネット環境ならびに処理対応が可能である方
4. 申込時に税金等の滞納がないこと
5. 南あわじ市暴力団排除条例(平成 25 年南あわじ市条例第 12 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと



## 出品できる特産品

地場産品基準：南あわじ市内において生産・製造、加工された物品又は提供される役務

1. 原材料の主な部分が南あわじ市で生産されたもの  
市内で生産された農畜産物を 50%以上使用して、市外で製造されたもの
2. 製造、加工その他の工程のうち主要な部分を南あわじ市で行うもの  
市内の事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工、品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの  
※「主な部分」と言えるかどうかについては、返礼品の重量や付加価値のうち半分以上の割合であることなどで判断されます。  
※その旨をサイト上に明記すること。
3. 市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズについては  
独自の返礼品であることが明白なもの  
【例】南あわじ市のゆるキャラグッズ、市の PR のためのポストカード  
・南あわじ市をホームとするスポーツチームの応援グッズ
4. 関連性のあるものと合わせて提供できるもの  
【例】南あわじ市で製造されている素麺と、市外で製造された麺つゆのセット  
ただし、市内の物が半分以上の割合であること
5. 南あわじ市内で宿泊することを条件とする旅行券やクーポン等  
【例】民宿の宿泊券、レストランの食事券、店舗の利用券、サービス券等



## 〔ふるさと南あわじ応援券〕加盟店 登録申込書

店舗名または 事業所名	「取扱店一覧」に掲載する事業所名（屋号）をご記入ください		
代表者氏名			
店舗・事業所 の所在地	南あわじ市		
電話番号		FAX 番号	
e-mail		担当者氏名	
取扱対象品			
換金手続用 振込指定口座	<p>■金融機関名 【     】 淡路信用金庫 ※淡路信用金庫口座の指定にご協力ください ※指定する銀行に【○】 【     】 その他の銀行（銀行名                     ）</p> <p>■支店名（                     支店・支所     ） ■科目（普通     ・     当座     ）</p> <p>■口座番号                     <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>※右詰めで記入</p> <p>■口座名義                     <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> フリガナ（                     ）</p>		

▼該当するものにチェック

<p><b>「ふるさと南あわじ応援券」取扱店加盟店募集要項記載の内容に同意します。</b>※同意されない場合は、取扱店の登録ができません。</p>	<p>同意する▼ <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/></p>
<p><b>本事業所は、過年度分の市税について未納はありません。</b> ※過年度において市税の未納がある場合は、取扱店の登録ができません。</p>	<p>未納なし▼ <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/></p>
<p><b>南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない。</b>※承諾しない場合は、取扱店の登録ができません。</p>	<p>承諾する▼ <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/></p>

《申込方法》上記の申込書にご記入の上、FAX又は郵送で下記までお申し込みください。

<p>一般社団法人淡路島観光協会 ふるさと南あわじ応援券係 (担当) 福浦・植野・粟井</p>	<p>〒656-0027 南あわじ市福良甲1528-4（なないろ館内） <b>FAX 0799 - 52 - 3522</b></p>
---	---